

資料

1	男女共同参画社会基本法	23
2	飯山市男女共同参画社会づくり条例	28
3	男女共同参画に関する市民意識調査の概要	33
4	飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ（年表）	37
5	飯山市男女共同参画計画策定の経過	46
6	飯山市男女共同参画計画策定委員名簿	47

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目 次

前 文

第 1 章 総 則（第 1 条－第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）

附 則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社

会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数

の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(以下 略)

飯山市男女共同参画社会づくり条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策（第9条—第21条）
- 第3章 飯山市男女共同参画推進委員会（第22条—第28条）
- 第4章 補則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた取組が進められてきた。飯山市においても男女共同参画計画を策定し、その推進が図られてきている。

その中で、男女共同参画社会の意義等に対する理解も進んできているが、長い間にわたる地域や職場等における慣習と、その中で作られた意識の中には、依然として性別による役割を固定的にとらえる面もまだ根強く残っている。

そこで本条例を制定し、市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指し、市・市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

4 この条例において「事業者」とは、市内において公共機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、農業者及びその他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画社会づくりの促進は、次の各号に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1) 男女の人権の尊重 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること

と。

- (2) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
- (3) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女共同参画社会づくりは、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。
- (4) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (6) 国際社会の動向を踏まえた取組 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施に当たっては、国、県、その他地方公共団体、市民及び事業者と連携し、取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制、及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず次の各号に掲げる人権侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) セクシャル・ハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）

2 市は前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次の各号に掲げ

る表現を行わないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第12条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、市の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発活動の充実)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深め、意識の普及、高揚を図るため、多様な機会や媒体を通して、男女共同参画社会づくりに関する広報、啓発活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の機会の充実)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりの実現について、教育の果たす役割の重要であることに鑑み、学校教育その他あらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識がはぐくまれるよう環境整備に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立することができるように必要な支援を行うものとする。

(自営業における環境整備)

第16条 市は、自営の農林業、商工業等に従事する男女が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保

されるよう、家族経営協定等の環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 市長は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会づくりの促進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第19条 市は、附属機関の委員等について、積極的改善措置を講じ男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第20条 市長は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策又は男女共同参画社会づくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの促進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民等からの相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、次の各号に掲げる推進体制の整備に努めるものとする。

(1) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画調整し、及び実施するための必要な体制の整備

(2) 男女共同参画社会づくりを促進するための必要な拠点の整備

(3) 男女共同参画計画に基づく施策を実施するための必要な措置

第3章 飯山市男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を調査審議するために、飯山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第23条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項

(3) 男女共同参画社会づくりの推進状況の調査及び評価に関する事項

(4) 第20条の規定により申し出があった苦情等について、市の対応に関する事項

(5) その他男女共同参画社会づくりに関する事項

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第28条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補 則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

男女共同参画に関する市民意識調査の概要

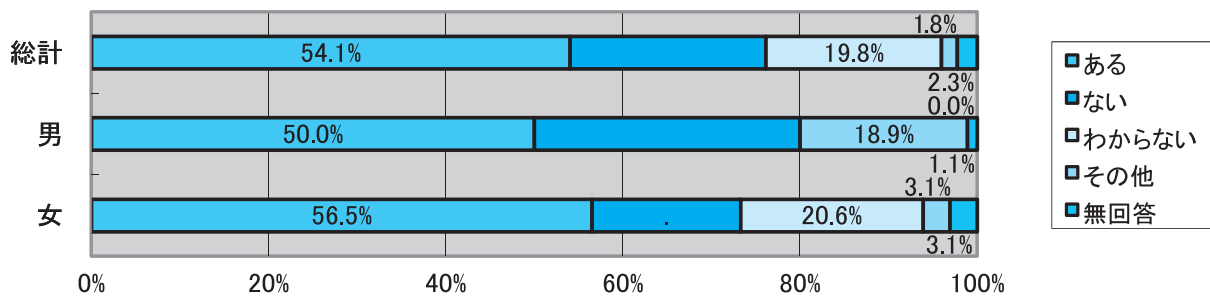
1 目的

飯山市における男女共同参画についての市民の意識を把握するとともに、第2次男女共同参画計画策定にあたり、今後の男女共同参画施策推進の資料とすることを目的とする。

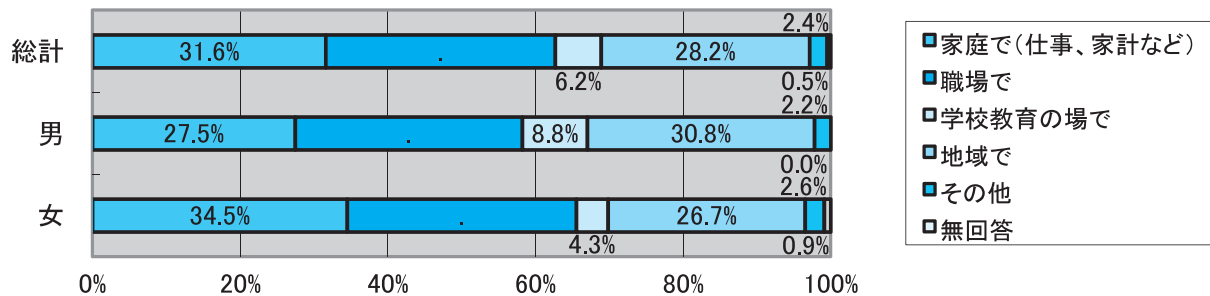
- 2 調査期間 平成 21 年 6 月 23 日～平成 21 年 7 月 10 日
- 3 調査対象 市内に居住する 18 歳以上の男女 500 人
- 4 抽出方法 無作為抽出
- 5 調査方法 郵送調査（無記名）
- 6 回収数 222 人（男 90 人 女 132 人） 回収率 44.4%

集 計 結 果

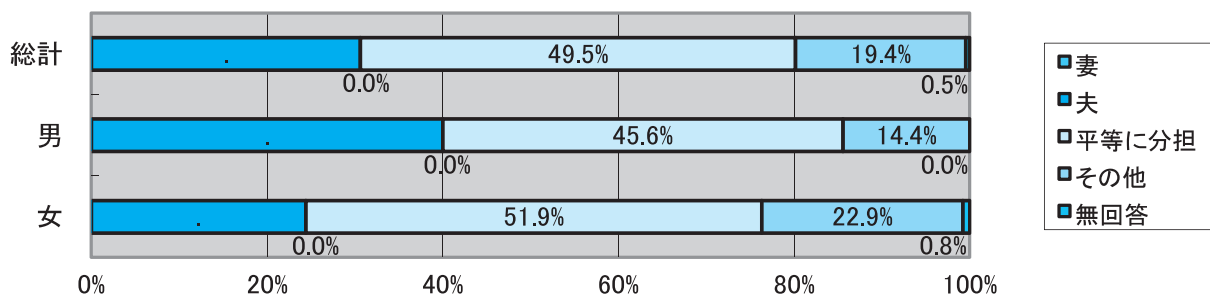
問 1 あなたは男女差別があると思いますか。



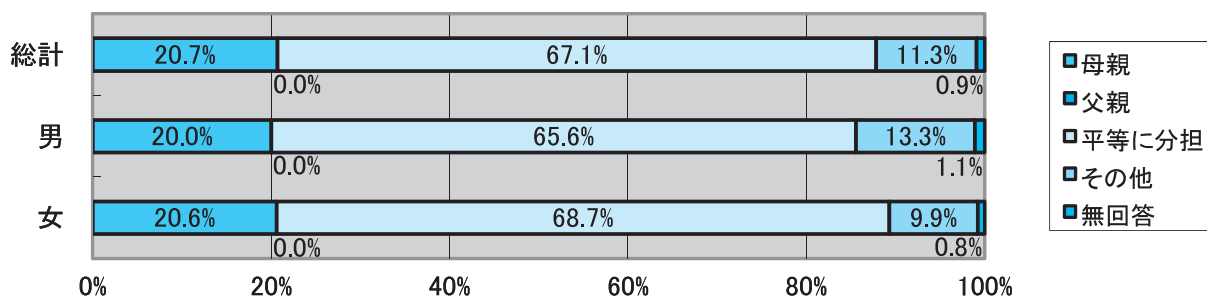
問 1 であるを選択。どこで差別を感じますか。



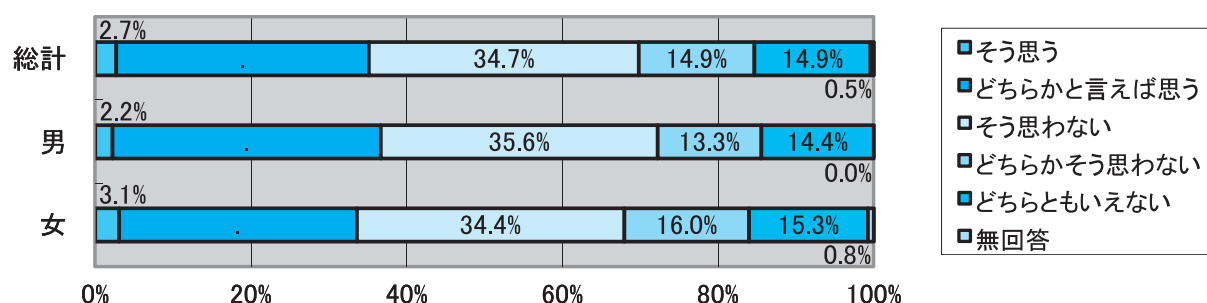
問 2 あなたは家事は誰が担当するのがよいと思いますか。



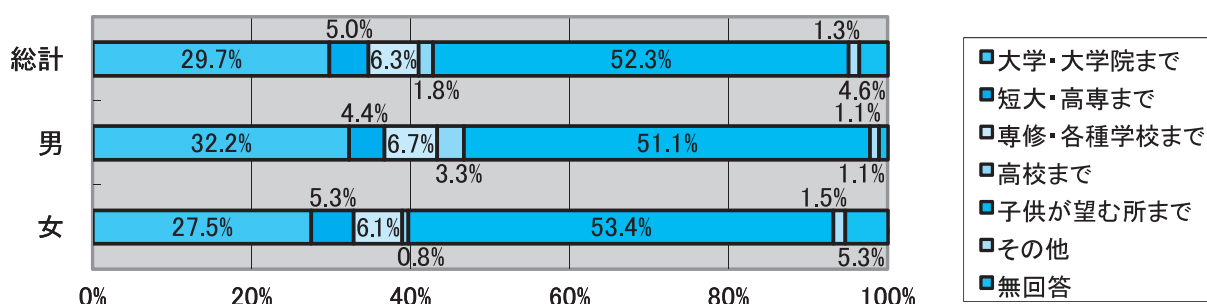
問3 あなたは、子育ては誰がするのがよいと思いますか。



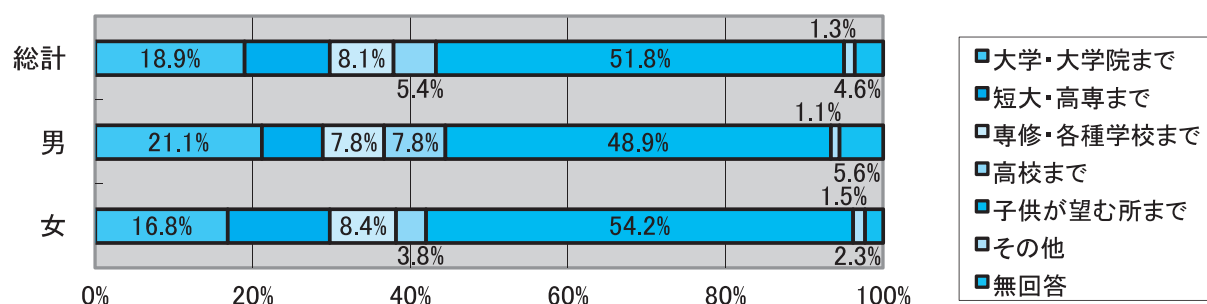
問4 「男は仕事、女は家庭」という役割固定についてどう思いますか。



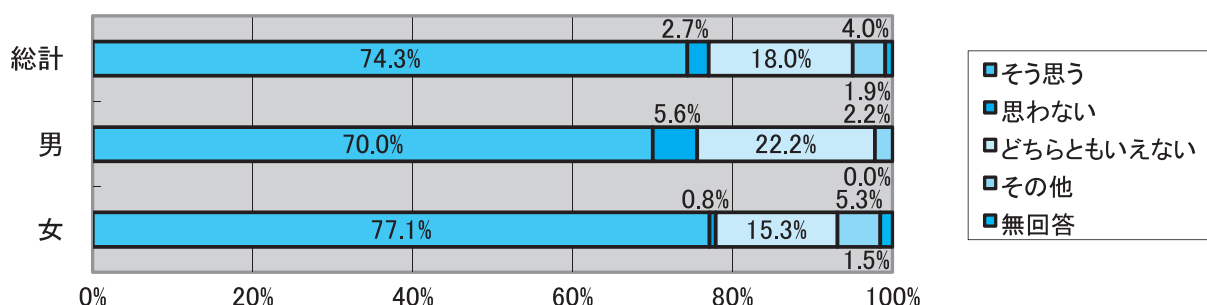
問5 子供にどの程度の教育を受けさせたいと思いますか。【男の子の場合】



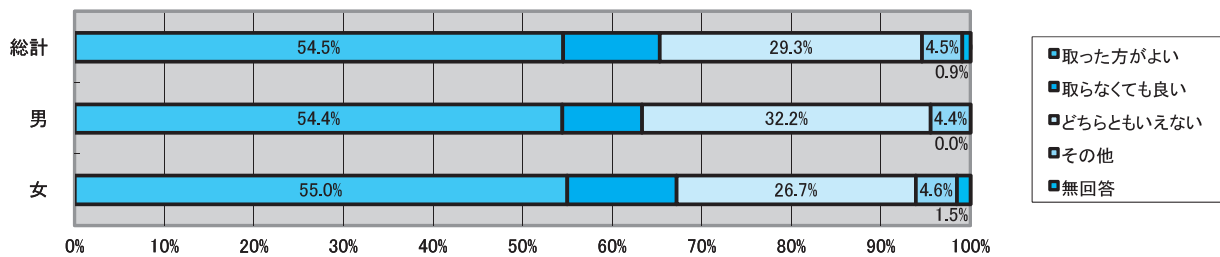
問5 子供にどの程度の教育を受けさせたいと思いますか。【女の子の場合】



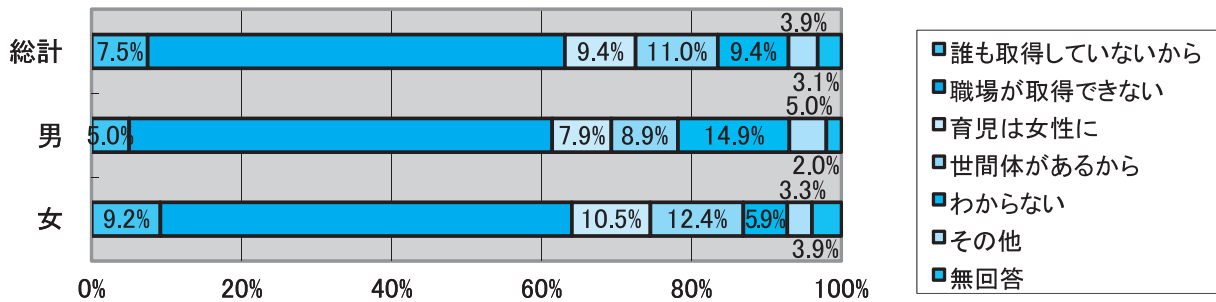
問6 女性も自立できる仕事を持つべきだと思いますか。



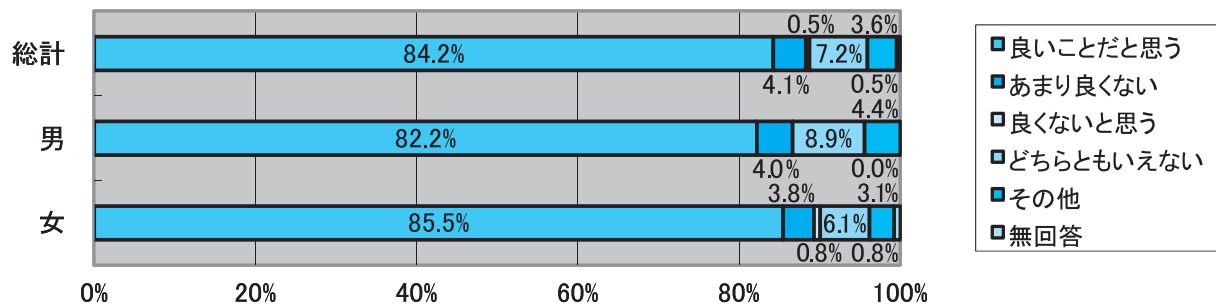
問7 男性の「育児休業制度」についてどう思いますか。



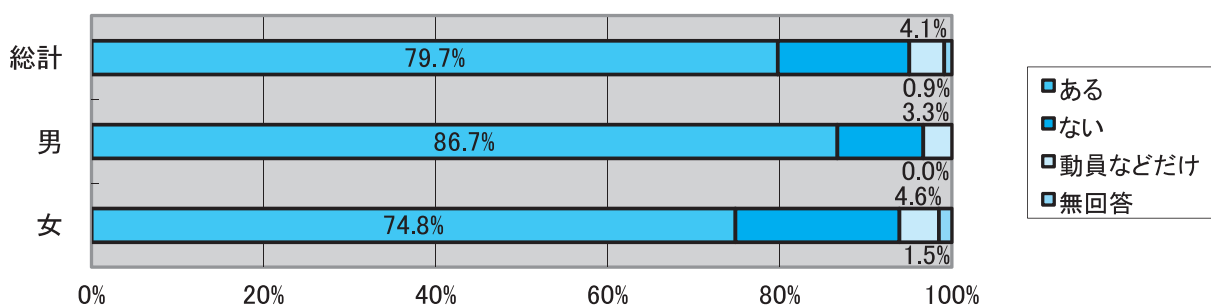
問8 男性の「育児休業制度」を取りにくいのはなぜだと思いますか。



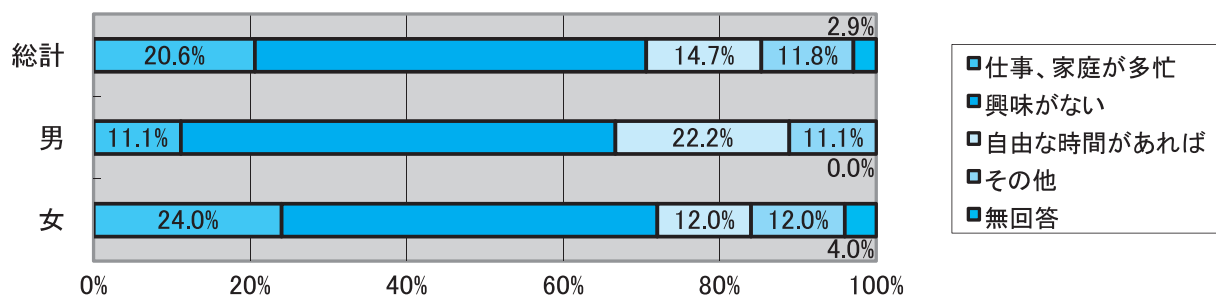
問9 女性が出産後、もとの職場に復帰することをどう思いますか。



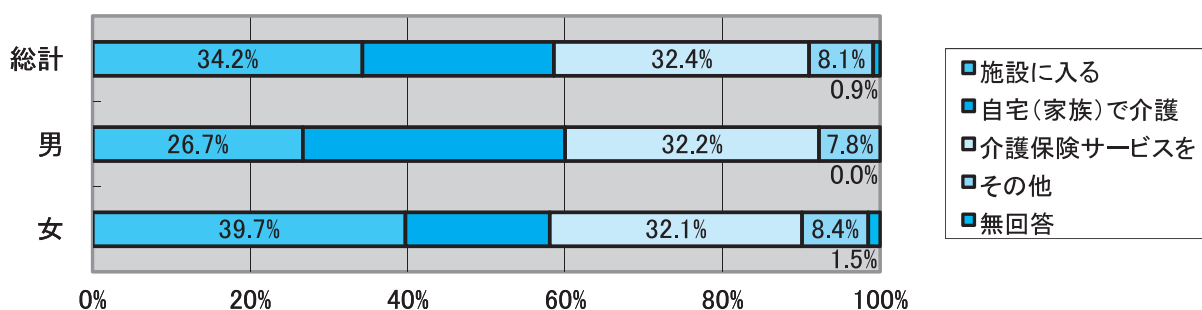
問10 あなたは地域の活動に参加したことがありますか。



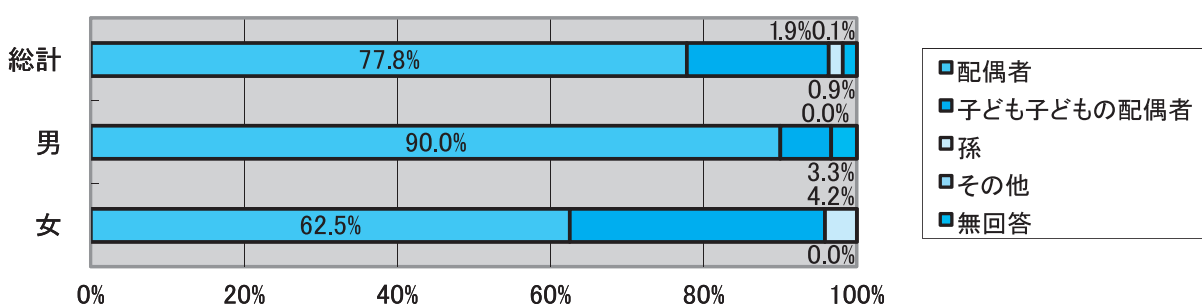
問10で、ないを選択の方。参加しない理由は何ですか。



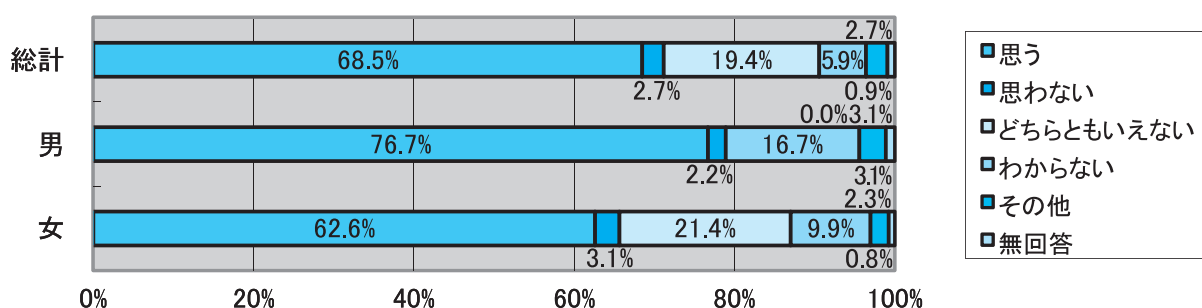
問 11 あなたは自身介護が必要になったとき、どうしたいと思いますか。



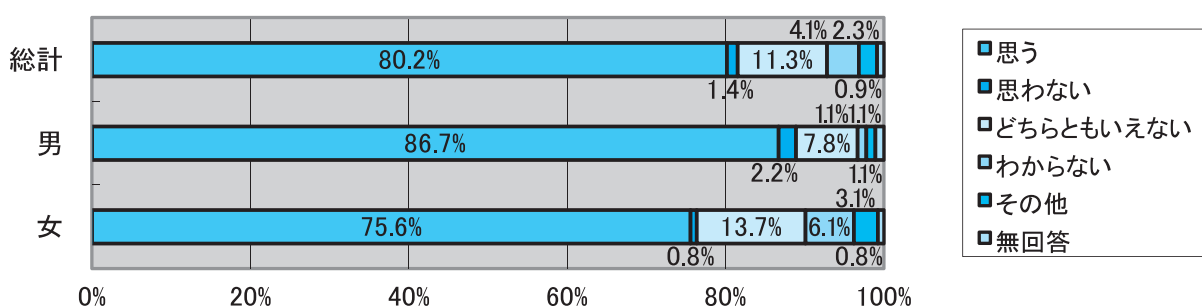
問 11 で自宅 (家庭) で選択。誰に介護してもらいたいですか。



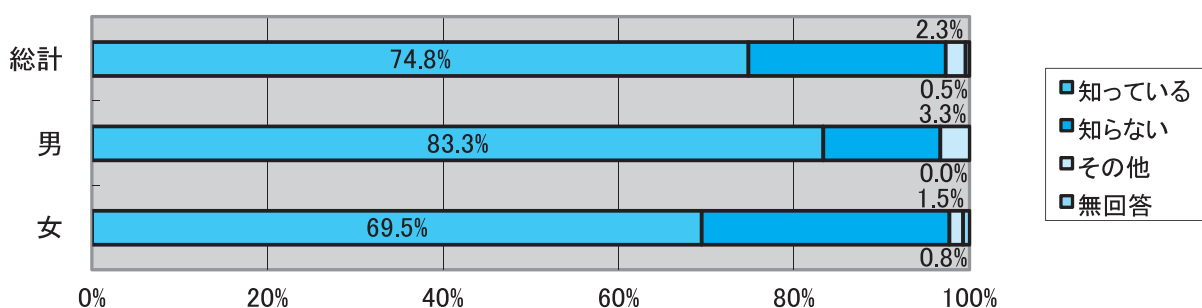
問 12 区などの地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか。



問 13 地方議会など政策決定の場に女性は必要だと思いますか。



問 14 DV 防止法を知ってますか。



飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1945年 (S20)	・衆議院議員選挙法改正公布 初の婦人参政権実現		
1946年 (S21)	・国連第1回総会 婦人の地位委員会設置 ・日本国憲法公布 ・第22回総選挙 初の婦人参政権行使 女性議員39人当選 ・長野県連合婦人会結成	・飯水地域でも町村単位に婦人会結成	・秋津村婦人会、柳原村婦人会結成 物資斡旋、生活改善などの事業を行う。
1947年 (S22)	・教育基本法公布 ・労働基準法公布 ・労働省婦人少年局設置 ・民法の一部を改正する法律 —男女平等の原則—公布 ・戦後初の国際婦人デー集会		・木島村婦人会結成
1948年 (S23)	・世界人権宣言採択 ・優生保護法公布		
1949年 (S24)	・第1回婦人週間 4月10日を婦人の日に	・郡未亡人連盟結成	・県と共に飯水地区にも戦争未亡人など自分たちを守る必要性から結成される。
1950年 (S25)	・全国未亡人団体協議会結成	・飯山町婦人会事業計画	・洋裁、料理、菓草、育児、看護の講習会、裁判所、町議会見学、愛育園への協力、敬老会、飯山小唄の普及活動など
1951年 (S26)	・全国農協婦人団体連絡協議会結成		
1952年 (S27)		・柳原婦人学級開設 ・第1回飯水各種婦人団体大会開催	・公民館と婦人会協力で集落単位の学習と公民館での中央学習の二本立てで行われ、新しい憲法、民主政治のあり方、家庭の民主化、嫁と姑、子どものしつけ、生活改善農業技術と主婦としての分野などの学習活動を展開 ・郡連合婦人会、下水内農協婦人協議会、郡未亡人会、日赤奉仕団、看護協会の5団体で共催「婦人が単に家庭人として止まることなく、社会の一員として…視野を広める目的をもって…開催します」 (趣意書) 講師 労働省婦人少年局長 藤田たき氏 途中、飯水婦人大会と名称を変え62年第11回大会まで続く。
1953年 (S28)	・日本婦人団体連合会結成		
1954年 (S29)		・飯山市発足8/1 ・飯山市連合婦人会結成 ・長野県PTA母親文庫飯水配本所開所	・旧町村ごとの婦人会を全市的に結集し組織する。 昭和32年の会員数は約5400人 ・婦人会を中心に本を読む母親たちのグループができ、飯山図書館に配本所が設置された。
1955年 (S30)	・第1回日本母親大会	・飯山市赤十字奉仕団結成	
1956年 (S31)	・売春防止法公布	・文部省の研究婦人学級に飯山地区指定	・学習方法をグループの共同学習と中央学習の二つに分け、共同学習では各区に婦人の集まる機会を多く作り、その中からグループを作って、グループ学習を行う。
1957年 (S32)		・婦人のグループ活動活発化	・市内各地で「婦人の学習活動」が活発に行われ、生活の向上と豊かな教養を、婦人自らの力ではたそうと努力している婦人グループが増えてきた。

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1958年 (S33)	・第1回長野県母親大会	・飯山市連合婦人会総会 ・木島に若妻学級開設 ・第7回飯水婦人大会開催	・事業計画の中から主なもの (教養部) 父の日(各地区で父と婦人会との話し合いを持ち、お互いの立場の理解を深めるように努める。) 主婦の時間の設置(主婦の自由になる時間を設けるよう各地区毎に研究する。) 幸坂教室(憲法学者の講座)を定期的に持つ。 年1回機関誌「桐の樹」(婦人の生活記録運動)の発行など (社会部) 一日里親(愛育園の慰安)、公衆便所の設置促進、社会施設の見学など (他に)厚生部(レクレーション講習会、生活物資の斡旋など)、総務部(理事会など)の事業がみられる。 ・青年団、婦人会、公民館関係者が集まり、学級(育児、保健、料理など)を開設する。 ・連合婦人会、農協婦人部、連合青年団、日赤奉仕団、未亡人会、地区評青婦部、教組婦人部など13団体による実行委員会を構成、公民館が事務局としての役割を果たす。名称を「飯水婦人大会」と称して、この大会から分科会方式を取り、「夫婦、嫁、姑、親子などの人間関係」等10分科会を設ける。 全体講演 東大教授 宮原誠一氏
1959年 (S34)	・本を読む母親の全国集会を長野県で開催		
1961年 (S36)		・飯山市連合婦人会総会 ・飯山市婦人研修会開催 ・第10回飯水婦人大会開催	・基本目標と活動展開及び事業計画に見られる主なもの ○基本目標 生活をよりよいものに変えていく力を持つ婦人になろう ○活動の展開 1共同学習をおし進めよう 2身近な問題をみつめ、生活をよりよいものにしよう (1) 共同学習をおし進めよう (2) 政治学習を高めよう (3) 生産活動を高めよう (4) 家庭生活を合理化しよう (5) 社会生活を高めよう ○学習・社会・生活・厚生4委員会を置き、年12回の信州婦人大学講座(市公民館)、生産、家庭の合理化、社会生活などのグループ発表父の日を設け、地区毎に父親と家庭の民主化等話し合う。 農休日の推進と主婦の自由時間を生み出す事業食生活改善と新しい繊維と洗剤等の講習会、歌唱、レク、あぜ道体操の普及など多様な事業を計画している。 なお、昭和35年度の飯山市公民館の活動状況報告の資料によると、市内の支館、分館ごとに、90ほどの婦人グループがあり活動していた。 ・野沢温泉での1泊2日の研修会、140名参集し分科会と全体討議、講演会を持つ。 (7分科会) 幼児の問題、青少年の問題、婦人と差別の問題(家庭内における差別、社会的な面における差別)、生産活動を進めるために、政治学習を進めるために、新生活を進めるために、家庭生活の合理化 ・部落解放同盟飯水支部婦人部、子どもを守る会等も加わり16団体による実行委員会を構成運営参加者約1000名 分科会は保育所と保育料、子どもの考え方と母親の考え方、進学と就職、教育費の問題、青年の生き方と母親の理解、農家の消費経済、出稼ぎと労力不足、

年	国連・国・県	飯山市	摘 要
1962年 (S37)		<ul style="list-style-type: none"> ・飯水PTA母親文庫機関誌「雪こんこ」創刊 ・第11回飯水婦人大会開催 	<p>農村を離れる農村青年、店員の生活と商家の婦人、物価と家庭生活、深いなやみをかかえている家庭、家族の健康を守るために、働く婦人の問題、婦人と差別、老後のくらしと社会保障、選挙と政治、平和につながる婦人の願いの17分科会 全体講演は、婦人問題評論家 田中寿美子氏 なお、大会では決議事項をまとめ、関係方面へ要請を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以後続けて刊行し、平成12年度には35号を数える。 ・準備が遅れ、講演会だけの大会となり、この年度をもって婦人大会の歴史を閉じる。 ・閉じたあと市連婦、農協婦人部、PTA母親文庫一体となり公民館、図書館、地方事務所が加わって家庭を明るくするつどいとして開催
1963年 (S38)		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会議員選挙に初の女性立候補 	
1965年 (S40)		<ul style="list-style-type: none"> ・第15回長野県図書館大会を飯山市で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・初めて開催 昭和59年(34回)、平成8年(46回)と飯山市で開催する。
1966年 (S41)		<ul style="list-style-type: none"> ・外様地区、柳原地区婦人会が解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・以後、富倉地区(昭和42年)、岡山地区(昭和44年)と解散が続き、婦人会は組織面で後退していく。
1967年 (S42)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃宣言採択 		
1968年 (S43)		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員に初めて女性就任 	
1970年 (S45)		<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市連合婦人会(以下市連婦)3カ年計画による学習運動展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1年次は「たのしい婦人の集い」を市連婦加入の40の支部(部落婦人会)で開く。 ゲームなどのレクリエーションと「消費者の権利」や「健康管理」などに関するフィルムを見ての話し合いを組み合わせで行う。
1971年 (S46)		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回婦人問題研究集会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2年次は支部学習に4つの柱を立てて行う。 1 かしい消費者になろう 2 婦人の労働と健康について考えよう 3 子どもの教育と未来を考えよう 4 市政を私達の手で築こう ・1年間の婦人会活動の総括と次年度の方針を出すために、以後47年、48年と開催する。
1972年 (S47)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年の決定 ・勤労婦人福祉法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館に「母親学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市連婦第3年次の支部学習は地区内のすべての支部が同じテーマ、内容で学習を進めた。また、年代ごとの学習要求に答え、合わせて仲間づくりを進めようという目的で20代、30代、40代以上の3つのグループに分けた年代別学習会を全地区で進めた。 ・「幼児教育」と「学校と家庭教育」の2コースを設け、学級生自身による運営と話し合い学習に重点をおく。翌年母親学級修了者を中心に「子どものしあわせを語る会」結成
1973年 (S48)		<ul style="list-style-type: none"> ・公民館で「婦人学級」開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市連婦もこの学級を中央学習として位置づけ積極的に取り組んだ。この年は「消費者としての生き方を考えよう」をテーマに、食品公害と物価の問題を主に取り上げた。 翌年「婦人学級」を「中央婦人講座」と改め市連婦が公民館と共催し、引き続き公害、物価問題を柱に学習内容を組む。その中から「食品公害を考える会」が生まれ、昭和51年「飯山第一生活学校」に発展する。この会は環境汚染に関心を寄せ千曲川の汚染調

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1974年 (S49)		<ul style="list-style-type: none"> ・第1回飯山おやこ劇場の公演 ・第1回飯山市婦人集会開催 	<p>査を行ったり、後の学校給食のセンター化に反対する署名活動では中心的役割を果たしたりした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、同年子ども文化講座受講生が「飯山子どもと本をよむ会」を結成し、図書館充実運動と共に読書啓発活動に取り組み、有線放送で毎日子ども向け本の朗読を開始する。そして、乳幼児を持つ母親を中心に子育ての悩みを語り合いながら、0歳児保育の実現を働きかけていく「飯山保育を考える会」が結成されるなど、学習の成果を実践に活かしていくグループが次々と誕生した。 ・「子どものしあわせを語る会」のグループを中心に実行委員会を構成し、田楽座公演に取り組み、当日は約1200人の親子が集まった。これがきっかけで翌50年「飯山おやこ劇場」が誕生する。以後20年「子どもに夢をたくましく豊かな創造性を」をモットーに、年4、5回の優れた生の舞台の鑑賞と、夏休みのキャンプなどの自主活動を二本の柱に、会員制による自主運営で地域の子どもの文化環境づくりにも力を注いだ。一時は700人も会員を擁したこともあったが、少子化などによる会員の減少で平成7年解散している。 ・昭和46年から始まった婦人会活動の1年の総括の場である「婦人問題研究集会」をより発展させる意味で、「すべての婦人に開かれた集会」実施のため実行委員会結成の呼びかけが出され、約半年の準備が積み重ねられて、第1回飯山市婦人集会が開かれることになった。 <p>〈講演〉「女性のいきかた、その過去、現在、未来」 婦人問題研究家 小林登美枝氏</p> <p>〈分科会〉合成洗剤の安全性とセッケン運動、同和問題を考えましょう、婦人の社会活動、働く婦人の問題、子どもとマスコミ・文化、高校総合選抜を考える、物価と生活の7分科会</p>
1975年 (S50)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコ） ・「世界行動計画」採択 ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議設置 ・総理府婦人問題担当室設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市婦人団体連絡協議会（婦団達）結成 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回婦人集会の後、婦人団体の組織化を図るため、市連婦が実行委員を中心とする各種婦人団体に呼びかけて結成される。 <p>加盟10団体 市連合婦人会、市連合青年団、母親文庫、おやこ劇場、保育問題研究会、県教組婦人部、高教組婦人部、部落解放同盟、新日本婦人の会（新婦人）、保育を考える会（仮称）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人集会は2回目より飯山市婦人団体連絡協議会の主催となり、自主運営する。各分科会には担当グループがレポートを出し、それを基に話し合いが行われた。
1976年 (S51)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年（～1985年） ・婦人労働旬間設定 ・民法一部改正（婚氏続称制度） 		
1977年 (S52)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・県社会部労政課に「福祉婦人係」設置 ・県婦人行政推進協議会設置 		
1978年 (S53)	<ul style="list-style-type: none"> ・県婦人問題県民会議設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請婦人学級開設 	<p>〈自主企画運営の力をつける〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの全市の婦人を対象とした中央婦人講座を開設してきたが、参加者が特定の人に限られがちなこと、内容も一般的なものに終わり、地域や生活の現実にくいこみにくいことなどから、できるだけ多くの小規模学級を地域に密着した形で開設することとなった。ねらいは自主運営を貫く中で、婦人たちに学

年	国連・国・県	飯山市	摘 要
		<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市食生活改善推進協議会結成 ・移動図書館ゆきつばき号始動 ・第5回飯山市婦人のつどい 	<p>習活動を自ら組織し推進する力を身につけてもらいたい、学習集団を育成したい、婦人の要求を知り今後に活かす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これにより各地区公民館で婦人たちの特色あるさまざまな学習会が開かれた。 <p>初年度申請は9学級（1学級15人以上とする学習内容）延べ613人参加</p> <p>南瑞婦人会（料理、施設巡り）、針田婦人会（料理）、開沢若妻会（育児他）、五荷婦人会（食品公害、婦人会他）、桑名川グループ（標準語の使い方他）、大久保婦人会（料理）、飯山子どもと本をよむ会・母親文庫（読書会・図書館）、おやこ劇場（親子で楽しむ遊び）、富倉婦人会（救急法） ・図書館充実運動高まる。 <p>市民会館の一角にあった図書館は、市民の読書欲を満たすものではなく、読書の啓蒙活動の必要性和充実の声が高まった。婦団連を中心に市立図書館充実に関する署名活動を実施し、独立図書館と移動図書館車を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気で長生き・日本型食事の伝達講習や、地域の食生活改善に関する啓蒙指導などのほか、各種イベントに参加協力する。64人で結成 ・飯山市婦人集会の名称改め、以後23回まで続く。 ・学童保育の要求高まる。 <p>婦団連の保育を考える会を中心に研究会がもたれ検討を重ねる。</p> </p>
1979年 (S54)	・女子差別撤廃条約採択	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育スタート ・飯山市母子寡婦福祉協会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・下校後一人である児童の集団保育を望む声が大きくなり、ようやく寺の本堂を借り8人の児童で父母による自主運営を始める。 ・未亡人会を改め、20歳未満の子どもを扶養している母と寡婦で構成し、福祉事務所に事務局を置く。
1980年 (S55)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年・中間年世界会議（コペンハーゲン） ・女子差別撤廃条約に署名 ・民法一部改正（妻の相続1/2） ・「県婦人行動計画」策定 		
1981年 (S56)	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約発効 ・県社会部青少年家庭課に「婦人室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市商工会婦人部設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性経営者団体として、女性の視点で商工業の振興や地域貢献のために活動。H13飯山商工会議所女性会に名称変更。
1982年 (S57)		<ul style="list-style-type: none"> ・県婦人教育指導者研修会受講 ・農村婦人学校（一般過程）開設 ・県消費生活講座受講 ・飯山くらしの会結成 ・第1回消費生活展開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯山市より初の受講生2名。以後毎年受講生を送るよう要請する。 <p>社会教育委員・公民館運営審議会・図書館運営協議会の委員の委嘱受ける。</p> ・下水内農業改良普及所と各市町村が「女性農業者に力と自信を」と開設。後に昭和60年専門課程（簿記・アスパラ・りんごコース）が増設される。 ・以後毎年受講者を送る。 ・県消費生活講座受講者・通信講座終了生で結成 <p>消費生活展・廃油回収・手作りセッケンの啓蒙など自主的な活動をすすめて、有線放送「消費者の窓」を担当、賢い消費者になるため啓発活動を続けている。</p> ・飯山くらしの会が主催。後に食改・農協婦人部・生協などと共催し、隔年開催となる。
1984年 (S59)	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法・戸籍法改正（父系主義から両系主義へ） ・県婦人総合センター開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館設置に関する陳情書 	<ul style="list-style-type: none"> ・第11回飯山市婦人のつどいから児童館建設について、市と議会に陳情する。（婦団連）

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1985年 (S60)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の十年・最終年世界会議（ナイロビ） ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法一部改正（婦人の年金権の確立） ・男女雇用機会均等法公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・県婦人週間の集いに多数参加 ・中央婦人学級開設 ・学童保育に補助金出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人年最終年に当たって岡谷婦人総合センターで開いた第37回婦人週間講演会に32人参加講演 もろさわようこ「歴史を開く女と男のこれから」 ・申請婦人学級から再び中央婦人学級へ新たに企画運営に当たる運営委員制とし、初回には母体団体の代表が集まり、学級の運営等について話し合う。以後平成6年女性セミナーと改名され現在に至る。（当初母体となった団体、グループ） 公民館運営審議会、県婦人指導者研修受講者、婦人団体連絡協議会、木島地区婦人会、常盤地区婦人会、瑞穂地区婦人会、おやこ劇場、くらしの会、子どもと本をよむ会、母親文庫、やよい会、美雪会 ・自主運営を余儀なくされていた学童保育に、県と市から30万円補助
1986年 (S61)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法施行 ・「新長野県婦人行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館日曜開館開始 ・飯山市児童センター開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の要望により日曜開館、月曜休館となる。 ・ようやく専任の指導員のもとで学童保育始まる。（上町公民館と併設）
1987年 (S62)	<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦2000年に向けての市内行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館建設懇話会 ・初の婦人模擬議会実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第14回婦人のつどいの中から図書館建設に関する要望書提出（婦団連） ・市内女性団体グループ代表が参加 議長、副議長を努め、22人がそれぞれの立場で代表質問を行った。（参加団体グループ） 婦人教育指導者受講者代表、飯山市農協婦人部、飯山市婦人団体連絡協議会、飯山日赤奉仕団、生活改善推進協議会、木島地区婦人会、保健指導員会、飯山くらしの会、飯山商工会議所婦人部 〈質問事項〉 婦人の健康、物産センター、文化会館建設、働く婦人の家建設、いじめ、老人問題、新幹線と駅周辺整備、婦人会館設置と相談員設置、図書館建設運営、観光と誘客、人材銀行、高齢化対策と在宅福祉、農業問題、通学路の街灯設置、ショッピングが楽しめるまちづくり、河川の汚濁と浄化、上段開発と住民影響、農業災害対策と価格補償ほか
1989年 (H1)		<ul style="list-style-type: none"> ・芽ぶきの会結成 ・飯山婦人教育を考える会結成 ・婦人団体懇談会開催 ・働く婦人の家建設促進連絡協議会設置 ・市立飯山図書館（独立館）開館 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村婦人学校終了生が、前年の集いを経て豊かなくらしづくりを求めて42人で結成 ・県婦人教育指導者研修会受講者で結成 市議会一般質問傍聴、市長との懇談会、学習会等を定例化してスタート ・婦人模擬議会の実施から働く婦人の家建設の動き始まる。 ・婦人会館（婦人活動の拠点）の建設要望を受けて、市商工観光課の呼びかけによる働く婦人の家建設のための懇談会が開かれる。 ・懇談会の動きを受けて設置されるが、先進地視察は公民館との併設館で独立館の構想薄く委員の一部に不満が残る。独立館を望む声大きく、独立館と婦人活動の拠点としての施設運営（女性館長の囑託化）についての陳情書を市議会に提出 ・待望の市立飯山図書館が開館
1990年 (H2)		<ul style="list-style-type: none"> ・市長に働く婦人の家管理運営に関する要望書提出 ・飯山市働く婦人の家開館 	

年	国連・国・県	飯山市	摘 要
1991年 (H3)	<ul style="list-style-type: none"> 「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画（第1次改定）」策定 育児休業法公布 「さわやか信州女性プラン」策定 県農村女性プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者セミナー開講 	<ul style="list-style-type: none"> 農村婦人学校を改名
1992年 (H4)	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業法施行 県名称変更 「社会部青少年家庭課女性室」 「女性総合センター」 「女性問題県民会議」 	<ul style="list-style-type: none"> 農村生活マイスター誕生 農村生活アドバイザー設置 子育てサロン開設 	<ul style="list-style-type: none"> 農村女性の地域リーダーとして知事が認定（11年現在500余名） 農村生活の活性化のため、普及センターへの情報提供・地域の実態調査・仲間の意見要望を行政へ反映させる任を努める。 子育て中の母親を中心に市に陳情し、保健センター内に開設
1993年 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布施行 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい朝市スタート 	<ul style="list-style-type: none"> 旧雪害試験地前で週1回始める。平成6年福祉ショップやまぼうし前に、平成8年飯山駅前に移動
1994年 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> ジャカルタ宣言採択 男女共同参画推進本部設置 男女共同参画審議会発足 男女共同参画室設置 	<ul style="list-style-type: none"> 女性セミナー開設 初の女性農業委員誕生 飯山小学校に学童クラブ開設 	<ul style="list-style-type: none"> 中央婦人学級を改名してスタート 議会推薦により2名
1995年 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議（北京）北京宣言及び行動綱領採択 「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）公布 	<ul style="list-style-type: none"> 木島小学校に学童クラブ開設 日本女性会議に初参加 	<ul style="list-style-type: none"> にいがた会議へ5人参加 以後8年うつのみや 10年あまがさき 11年はままつにも参加
1996年 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画2000年プラン」策定 婦人参政権行使50周年 「信州女性プラン21」策定 地域女性コミュニケーター設置 新長野県農村女性プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 初の休日市議会実施 いいやまふれあい市の会発足 地域女性コミュニケーター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい朝市の名称を改めて再スタート 地域における男女共同参画活動の推進役、県と市・行政と市民のパイプ役として知事が委嘱2名。その後平成10年3名計5名となる。
1997年 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会設置法公布 男女雇用機会均等法改正 労働基準法改正 県社会部に「女性課」設置 	<ul style="list-style-type: none"> 初の家族経営協定調印 女性問題懇話会開催 県主催「女と男ふれあいフェスティバル'97」を飯山市で開催 農村女性プランアンケート調査実施 子育てセミナー開設 	<ul style="list-style-type: none"> 3家族、その後増えて平成11年で67家族となる。 市内各女性団体参加 県女性課長より行動計画策定の経過などの講話あり 市内女性団体参加 農村女性グループ寸劇「農村のきのう・きょう・あした」披露 農村女性プラン策定に向け始動 子育てサロンの仲間が子育て支援センター、保健婦と連携しながら自主的に運営
1998年 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> 県女性行政推進協議会の構成員の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題市民意識調査委員会設置 飯山市農村女性団体連絡会結成 げんきがでるセミナー開催 女性議員を送り出す市民の会設立 初の女性市議会議員誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 女性行動計画策定に向け、市民年代別500人を対象にアンケート調査実施 ふれあい市の会、芽ぶきの会、農業経営者協会婦人部、農村生活マイスターの会、農村生活アドバイザーの会の5グループ 飯山女性教育を考える会主催 講演 猪爪範子 女性議員擁立の気運高まる。 女性市議擁立に向けて設立 歴代最高得票で当選を果たす。

年	国連・国・県	飯 山 市	摘 要
1999年 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> 改正男女雇用機会均等法 改正労働基準法 改正育児・介護休業法施行(4/1) 男女共同参画社会基本法公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> いいやま農村女性夢プラン策定 教育委員会生涯学習課に女性係設置 飯山市女性行動計画策定委員会設置 「いいやま女性フェスティバル'99」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の係長就任 女性問題市民意識調査の結果を踏まえそれを基本とした「女性行動計画」の策定を検討 女性団体の交流と行動計画の周知、ジェンダーチェックの実施
2000年 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> 県女性総合センターの愛称「あいとびあ」に決定 県男女共同参画推進委員会設置 国連女性2000年会議(ニューヨーク) 男女共同参画基本計画 策定 県男女共同参画推進委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> 「いいやま女性プラン21」策定 女性農業委員議会推薦枠廃止 女性農業委員5人誕生 ひよこの会 各種学習会イベント等の有料託児実施 まちなか花いっぱい事業 「男の料理教室」で伝承郷土料理指導 	<ul style="list-style-type: none"> 策定記念講演会 農村女性団体連絡会は2期6年間続いた女性委員の議会枠継続の要望書を市長・議長などに提出したが受理されず 自らの立候補・地区推薦等により5名の候補者擁立、無投票で全員当選 子育て中の女性を応援し社会に送り出すことを目的とした有料ボランティアグループで、託児要請に対応しているが利用者は年々増加の傾向にある 飯山商工会議所女性会主催事業として中心街舗道にフラワーポット設置 女性センターの講座で戸狩温泉おかみの会が指導
2001年 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府男女共同参画局 設置 第1回男女共同参画週間 DV防止及び被害者の保護に関する法律 公布 県窓口 男女共同参画課に改称 	<ul style="list-style-type: none"> いいやま男女共同参画市民会議設立 市窓口 総務部人権政策課男女共同参画係に改組 	<ul style="list-style-type: none"> 女性プラン21策定委員が発起人となり会員を募って設立したプランの推進組織
2002年 (H14)	<ul style="list-style-type: none"> 県男女共同参画社会づくり条例公布 	<ul style="list-style-type: none"> あなたと私の共同参画講座 開講 学校給食へ地元農産物の供給開始 老人クラブで初の女性会長誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的とした講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運営による講座(以後毎年開講) 農村女性団体連絡会が旬のおいしい野菜を子どもたちにとの願いを市教育委員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させた(戸狩小・木島小)
2003年 (H15)	<ul style="list-style-type: none"> 次世代育成支援対策推進法 施行 県男女共同参画審議会設置 パートナーシップながの21 改定 	<ul style="list-style-type: none"> 老人クラブで初の男女共同参画学習会 男女共同参画週間講演会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている老燃教室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請毎年行う 講演 新しい家族のあり方「パートナーシップと子育て」鈴木光司
2004年 (H16)	<ul style="list-style-type: none"> 県担当課 ユマニテ・人権尊重課に改組 DV防止及び被害者の保護に関する法律 公布 DV防止及び被害者の保護に関する法律 改正 	<ul style="list-style-type: none"> 飯山市男女共同参画コミュニケーション設置 男女共同参画地域学習会開く 学校給食の地元農産物利用市内全小学校に広まる 初の女性市議会副議長誕生 	<ul style="list-style-type: none"> 県コミュニケーション制度廃止により市単独で設置し6名を委嘱 家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の要請に応じてコミュニケーション等が出向いて懇談。6地区実施。 市内8校で実施。 12月議会で承認され副議長に就任

年	国連・国・県	飯山市	摘要
2005年 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> 第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京10」世界閣僚級会合を開催（ニューヨーク） 第2次男女共同参画基本計画 策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 飯山市食の風土記編纂委員会発足 いいやま男女共同参画プラン21策定 第2期いいやま農村女性夢プラン策定 	<ul style="list-style-type: none"> 17年「信州いいやま飯山食の風土記」発刊と「第1回食の文化祭」を開催する・18年「飯山食文化の会」に名称変更。「飯山の食ごよみ」を作成して市内全戸配布する。19年レシピ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。
2006年 (H18)	<ul style="list-style-type: none"> 第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京） 男女共同参画推進本部決定「国の審議会における女性委員の登用の促進について」 「男女雇用均等法」改正 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 県男女共同参画センターに指定管理者制度を導入、同センターを「配偶者暴力相談支援センター」に指定 	<ul style="list-style-type: none"> 飯山赤十字病院の医師不足問題を考えるシンポジウム開催 	<ul style="list-style-type: none"> いいやま男女共同参画市民会議の例会で市内の産婦人科医師不足が話題となり、情報収集や学習会をする。11月市長と産婦人科・小児科医師不足について懇談する。12月シンポジウムを開催し、その場で県知事へ「医師確保に関する要望書」を提出。
2007年 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> 第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ニューデリー） 改正「男女雇用機会均等法」 改正「配偶者暴力防止法」施行 官民トップ会議にて「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 内閣府「仕事生活の調和推進室」設置 パートタイム労働法」改正 第2次長野県男女共同参画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 医師確保に向けて署名の取り組み 飯山市男女共同参画社会づくり条例制定 	<ul style="list-style-type: none"> いいやま男女共同参画市民会議の例会で医師確保に向けて署名の取り組みを決定、会員で署名活動に取り組む。5月村井県知事との車座集会において17,770筆の署名提出。
2008年 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進本部決定「女性の参加促進プログラム」 女性差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 	<ul style="list-style-type: none"> いいやまエコ大賞事業開始 	<ul style="list-style-type: none"> 飯山商工会議所女性会主催事業として、エコ活動を推進している団体を表彰する。
2009年 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> 第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合（ソウル） 「女性首長大集合！～地域・子育て・男女共同参画～」における宣言 		
2010年 (H22)		<ul style="list-style-type: none"> 第3期いいやま農村女性夢プラン策定 	

飯山市男女共同参画計画策定の経過

- 平成 12 年 3 月 「いいやま女性プラン 21」第 1 次飯山市女性行動計画策定
- 平成 17 年 3 月 第 1 次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン 21」策定
- 平成 21 年 5 月 8 日 第 1 回策定委員会
飯山市男女共同参画計画策定委員委嘱 委員長 委員構成
- 6 月 11 日 第 2 回策定委員会
- 6 月 23 日～7 月 10 日「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
- 7 月 16 日 第 3 回策定委員会
- 8 月 6 日 第 4 回策定委員会
- 9 月 2 日 第 5 回策定委員会 小委員会ごとに検討
- 9 月 29 日 第 1 回策定委員会役員会
- 9 月 30 日 第 6 回策定委員会 小委員会ごとに検討
- 10 月 21 日 第 7 回策定委員会 小委員会ごとに検討
- 11 月 11 日 第 8 回策定委員会 小委員会ごとに検討
- 11 月 26 日 第 2 回策定委員会役員会
- 12 月 3 日 第 9 回策定委員会
- 12 月 10 日 第 3 回策定委員会役員会
- 12 月 14 日 第 10 回策定委員会
- 平成 22 年 1 月 13 日 第 11 回策定委員会
- 1 月 26 日 第 12 回策定委員会
- 2 月 18 日 第 4 回策定委員会役員会
- 3 月 5 日 部課長会議 素案検討
- 3 月 23 日 第 13 回策定委員会 策定完了 市長に報告

飯山市男女共同参画計画策定委員名簿

氏 名	所属団体等	備 考
新 井 清 文	飯山市企業人権教育推進協議会	6月まで新明正男
今 井 寛	飯山市農業委員会	7月まで小林隆行
大 口 千 恵 子	公 募	
岡 田 友 起 子	飯山商工会議所女性会	
大 日 方 眞 理	飯山市農村女性団体連絡会	副会長
岸 田 由 美 子	飯山市社会教育委員	
小 林 喜 美 治	飯山市議会議員	
齋 藤 丈 豊	公 募	
坂 原 シ モ	飯山市議会議員	
佐々木 建 昭	飯山人権擁護委員協議会	
橋 爪 万 利 子	飯山市婦人団体連絡協議会	
田 中 清 見	飯山市男女共同参画推進委員会長	会長
田 中 吉 江	飯山女性教育を考える会	
坪 井 久	飯山市公民館地区館長会	
手 塚 宏 之	いいやま男女共同参画市民会議	副会長
沼 田 浩 子	男女共同参画コミュニケーター	
坂 東 武 文	みゆき野青年会議所	
丸 山 登 美 子	公 募	

発 行 飯山市 2010年3月
 総務部 人権政策課 男女共同参画係
 飯山市大字飯山 1110 番地 1 TEL0269-62-3111
